議案第43号						
鳥取県障害福祉サービス事業に関する	する条例の一部改正について	これこれて				
次のとおり鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の	・部を改正することにこ	いて、地方自治治	:(昭和22年法律第	第(2)	96条第1月	真の
規定により、本議会の議決を求める。						
平成26年2月18日						
		JIII(S	鳥取県知事	#	申	
鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部を改	部を改正する条例					
鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例(平成24年鳥取県条例第71号)の一部を次のように改正する。	!県条例第71号)の一部	3を次のように改正	5			
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。	げる規定に、下線及び	(大枠で示すよう)(こ改正する。			
故 正 後		及	田	温		

目次

第1章~第6章 略

第7章 自立訓練 (第15条・第16条)

第8章 就労移行支援 (第17条·第18条)

第9章 就労継続支援 (第19条・第20条)

第10章 共同生活援助 (第21条・第22条)

第11章 多機能型の特例 (第23条)

附則

(基本方針)

第5条 略

2 指定障害福祉サービスのうち重度訪問介護は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、外出時における移動中の介護、生活に関する相談及び助言その他の

目次

第1章~第6章 略

第7章 共同生活介護 (第15条・第16条)

第8章 自立訓練 (第17条・第18条)

<u>第9章</u> 就労移行支援 (<u>第19条・第20条</u>)

<u>第10章</u> 就労継続支援(<u>第21条・第22条</u>)

<u>第11章</u> 共同生活援助(<u>第23条・第24条</u>)

第12章 多機能型の特例 (第25条)

附則

(基本方針)

第5条 略

2 指定障害福祉サービスのうち重度訪問介護は、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、外出時における移動中の介護、生活に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければな	
らない。	
3・4 略	3・4 略
	第7章 共同生活介護
	(基本方針)
	第15条 指定障害福祉サービスのうち共同生活介護は、利用者が地
	域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことが
	できるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれ
	ている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ、食事等
	の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行う
	ものでなければならない。
	(基準)
	第16条 共同生活介護に係る指定基準は、別表第6のとおりとす
	%
	2 前項に定めるもののほか、共同生活介護に係る指定基準は、共
	同生活介護の目的を達成するために必要な事項について、サービ

	_
	スの質の向上に配慮して規則で定める。
第7章 自立訓練	第8章 自立訓練
(基本方針)	(基本方針)
第15条 略	第17条 略
(事奪)	(棄棄)
<u>第16条</u> 自立訓練に係る最低基準は、 <u>別表第6</u> の中欄のとおりとする。	<u>第18条</u> 自立訓練に係る最低基準は、 <u>別表第7</u> の中欄のとおりとする。
2 自立訓練に係る指定基準は、<u>別表第6</u>の右欄のとおりとする。3 略	2 自立訓練に係る指定基準は、<u>別表第7</u>の右欄のとおりとする。3 略
第8章 就労移行支援	第9章 就労移行支援
(基本方針)	(基本方針)
第17条 略	第19条 略
((基準)

第18条 就労移行支援に係る最低基準は、別表第7の中欄のとおり	第20条 就労移行支援に係る最低基準は、別表第8の中欄のとおり
とする。	とする。
2 就労移行支援に係る指定基準は、別表第7の右欄のとおりとす	2 就労移行支援に係る指定基準は、別表第8の右欄のとおりとす
°°	%
3 略	3 器
第9章 就労継続支援	第10章 就労継続支援
(基本方針)	(基本方針)
第19条 略	第21条 略
(幸幸)	(
第20条 就労継続支援に係る最低基準は、別表第8の中欄のとおり	第22条 就労継続支援に係る最低基準は、別表第9の中欄のとおり
とする。	L + 2 %.
2 就労継続支援に係る指定基準は、別表第8の右欄のとおりとす	2 就労継続支援に係る指定基準は、別表第9の右欄のとおりとす
°°	%
3 略	3
第10章 共同生活援助	第11章 共同生活援助

(基本方針)
第23条 指定障害福祉サービスのうち共同生活援助は、利用者が地
域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことが
できるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれ
ている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活
上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
(
第24条 共同生活援助に係る指定基準は、別表第10のとおりとす
ŵ
2 略
第19章 多機能刑の特例
第25条 略

区分	指定基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこ
	ů
	(1) 管理者
	(2) 世話人
	(3) 生活支援員
	(4) サービス管理責任者
	2 管理者は、専らその職務に従事すること
	ができる常勤の者とすること。ただし、利
	用者の支援に支障がない場合として規則で
	定める場合にあっては、この限りでない。
設備	1 定員は、4人以上とすること。
	2 共同生活住居として、次の設備を設ける
	こと。ただし、利用者の支援に支障がない
	場合にあっては、居室の数を20室以下とす
	ることができる。
	(1) 2室以上10室以下の居室
	(2) 居室に近接して設けられる相互に交
	流を図ることができる設備
	(3) 食堂
	(4) 便所

(6) その他日常生活を営む上で必要な設備	Mm 3 居室は、次のとおりとすること。	(1) 一の居室の定員は、1人とすること。	ただし、利用者へのサービスの提供上必	要と認められる場合は、2人とすること	かできる。	(2) 面積は、収納設備を除き、7.43平方	メートル以上とすること。	4 非常災害に際して必要な消火設備その他	の設備を設けること。	1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒	まないこと。	2 サービスの提供を開始するときは、あ	らかじめ、利用申込者又はその家族に対し、	次に掲げる事項を記載した書面を交付して	説明を行い、利用申込者の同意を得ること。	(1) 事業の目的及び運営の方針	(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容	(3) 入居定員	(4) サービスの内容並びに利用者から受	領する費用の種類及びその額	(5) 入居に当たっての留意事項
										サービスの開始											

(6) 緊急時等における対応方法(7) 非常災害対策	(8) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類	(9) 虐待の防止のための措置に関する事 項	(10) 従業者の勤務体制	(11) その他サービスの選択に資すると認められる重要事項	別表第2個別支援計画の項の中欄に掲げる 基準を満たすこと。	1 サービスを提供したときは、サービスの 提供の都度、提供日、内容その他必要な事 項を記録し、利用者の確認を受けること。 2 利用者の人権を守り、虐待の発生を防 止するため、障害者虐待の防止、障害者の 養護者に対する支援等に関する法律第15条 の規定に従い、従業者に対する研修の実施、 責任者の設置その他の措置を講ずること。 3 利用者又は他の利用者の生命又は身体を 保護するため緊急やむを得ない場合を除き、 身体的拘束等を行わないこと。また、やむ
					個別支援計画	サービスの提供

藤様及び時間、利用者の心身の状況並びに 身体的拘束等が必要な理由その他必要な事 項を記録すること。 4 感染症その他の規則で定める健康被害が 発生し、又はまん延しないように衛生上及 び健康管理上必要な措置を講ずること。 5 サービスの開始の項第2号(1)から(9)ま でに掲げる事項その他運営に関する重要事 項についての規程を事業所ごとに定めること。 6 利用者から食材料費その他の規則で定め る費用以外の費用を徴収しないこと。 7 非常災害対策は、非常災害時の情報の収 集、連絡体制、避難等に関する具体的な計 画を定めるともに、その計画を実行でき るよう利用者及びその家族並びに従業者に 周知し、定期的に訓練すること。 8 利用者の支援について、自らサービスの 評価を行い、その結果を利用者及びその家 族に周知すること。また、外部の者による 評価を行い、その結果を公表するよう努め ること。	4 10 0 5 8	身の状況並	その他必要な		める健康被害	ように衛生上	事ずること。	寻(1)から(9)	に関する重要	ごとに定める		他の規則で定	いいこと。	害時の情報の	する具体的な	計画を実行で	並びに従業者	ů	自らサービス	用者及びその	外部の者によ	表するよう努		計に関する諸
4 7 8	4 10 0 5 8	、利用者の心	が必要な理由	かり	他の規則で定	まん延しない	必要な措置を請	開始の項第2 ⅓	項その他運営	規程を事業所		食材料費その	費用を徴収した	策は、非常災	、避難等に関	ともに、その	及びその家族	的に訓練する。	援について、	その結果を利	こと。また、	その結果を公		、備品及び会
記録の作成及び	記録の作成及び	態様及び時間	身体的拘束等	項を記録する		発生し、又は	び健康管理上		でに掲げる事	頃についての	ů	6 利用者から	る費用以外の		集、連絡体制	画を定めると	るよう利用者	周知し、定期		評価を行い、	族に周知する	評価を行い、	8 7 7	従業者、設備
																								記録の作成及び
																								記録の作

録、利用者ごとの個別支援計画、サービスの提供の項第1号及び第3号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。	別表第1事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。	葛係) 略	夏係) 略	曷係) 略	引係)	指定基準	1 次に掲げる従業者を置くこと。
保存	事故等への対応	別表第7 (第18条関係)	別表第8 (第20条関係)	別表第9 (第22条関係)	<u>別表第10</u> (第24条関係)	区分	従業者の配置
		関係) 略	関係) 略	関係)略	関係)	指定基準	1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置く こと。ただし、個別支援計画に基づき行わ れる入浴、排せつ又は食事の介護その他の 日常生活上の援助を居宅介護を行う指定障 害福祉サービス事業者に委託する事業所 (以下「外部サービス利用型事業所」とい
		別表第6 (第16条関係)	別表第7 (第18条関係)	別表第8 (第20条関係)	別表第9 (第22条関係)	区分	従業者の配置

う。) にあっては、(3)に掲げる従業者を 置かないことができる。 (1)・(2) 略 (4) 略 2 管理者は、専らその職務に従事することができる常勤の者とすること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。 2 共同生活住居として、次の設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない。 2 共同生活住居として、次の設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合にあっては、居室の数を20室以下とすることができる。 (1) 2室以上10室以下の居室 (2) 居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備 流を図ることができる設備	
置かないことができる。 (1)・(2) 略 (3) 生活支援員 (4) 略 2 管理者は、専らその職務に従事することができる常勤の者とすること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。 2 共同生活住居として、次の設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合にあっては、居室の数を20室以下とすることができる。 (1) 2室以上10室以下の居室 (2) 居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備 流を図ることができる設備	
(1)・(2) 略 (3) 生活支援員 (4) 略 2 管理者は、専らその職務に従事すること ができる常勤の者とすること。ただし、利 用者の支援に支障がない場合として規則で 定める場合にあっては、この限りでない。 2 共同生活住居として、次の設備を設ける こと。ただし、利用者の支援に支障がない 場合にあっては、居室の数を20室以下とす ることができる。 (1) 2室以上10室以下の居室 (1) 2室以上10室以下の居室 (2) 居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備	
(3) 生活支援員 (4) 略 2 管理者は、専らその職務に従事すること ができる常勤の者とすること。ただし、利 用者の支援に支障がない場合として規則で 定める場合にあっては、この限りでない。 2 共同生活住居として、次の設備を設ける 場合にあっては、居室の数を20室以下とす ることができる。 (1) 2室以上10室以下の居室 流を図ることができる設備 (2) 居室に近接して設けられる相互に交 流を図ることができる設備	(1)・(2) 略
(4) 略 2 管理者は、専らその職務に従事すること ができる常勤の者とすること。ただし、利用者の支援にといる。 2 共同生活住居として、次の設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合にあっては、居室の数を20室以下とすること。こと。ただし、利用者の支援に支障がない場合にあっては、居室の数を20室以下とすることができる。 (1) 2室以上10室以下の居室(2) 居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備 (2) 居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備	
2管理者は、専らその職務に従事すること ができる常勤の者とすること。ただし、利 用者の支援に支障がない場合として規則で 定める場合にあっては、この限りでない。2共同生活住居として、次の設備を設ける こと。ただし、利用者の支援に支障がない 場合にあっては、居室の数を20室以下とす ることができる。(1)2室以上10室以下の居室 (2)(2)居室に近接して設けられる相互に交 流を図ることができる設備 流を図ることができる設備	(3) 路
ができる常勤の者とすること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。1定員は、4人以上とすること。2共同生活住居として、次の設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合にあっては、居室の数を20室以下とすることができる。(1)2室以上10室以下の居室(2)居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備	2 管理者は、事業所ごとに専らその職務に
用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。2 共同生活住居として、次の設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合にあっては、居室の数を20室以下とすることができる。(1) 2室以上10室以下の居室(2) 居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備	従事することができる常勤の者とすること。
定める場合にあっては、この限りでない。1定員は、4人以上とすること。2共同生活住居として、次の設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合にあっては、居室の数を20室以下とすることができる。(1)2室以上10室以下の居室(2)居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備	ただし、利用者の支援に支障がない場合と
1 定員は、4人以上とすること。 2 共同生活住居として、次の設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合にあっては、居室の数を20室以下とすることができる。 (1) 2室以上10室以下の居室(1) (2) 居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備	して規則で定める場合にあっては、この限
1 定員は、4人以上とすること。 2 共同生活住居として、次の設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合にあっては、居室の数を20室以下とすることができる。 (1) 2室以上10室以下の居室(2) (2) 居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備	りでない。
1 定員は、4人以上とすること。 2 共同生活住居として、次の設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合にあっては、居室の数を20室以下とすることができる。 (1) 2室以上10室以下の居室(2) 居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備	設備 別表第6設備の項に掲げる基準を満たすこ
1 定員は、4人以上とすること。 2 共同生活住居として、次の設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合にあっては、居室の数を20室以下とすることができる。 場合にあっては、居室の数を20室以下とすることができる。 (1) 2室以上10室以下の居室(1) 2室以上10室以下の居室(2) 居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備	عُالًا
2 共同生活住居として、次の設備を設ける こと。ただし、利用者の支援に支障がない 場合にあっては、居室の数を20室以下とすることができる。 (1) 2室以上10室以下の居室 (2) 居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備	
こと。ただし、利用者の支援に支障がない場合にあっては、居室の数を20室以下とすることができる。(1) 2室以上10室以下の居室(2) 居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備	
居室の数 室以下の原 にて設け できる設値	
- 0室以下の/ 変して設け できる設値	
2室以上10室以下の原居室に近接して設けE室に近接して設けE図ることができる設値	
居室に近接して設け を図ることができる設値	
流を図ることができる設備	
(3) 食堂	
(4) 便所	
(5) 浴室	

舌を営む上で必要な設1とすること。1月は、1人とすること5場合は、2人とする5場合は、2人とする5場合は、2人とする5場合は、2人とする5点合は、2人とする100場所に設置され、かこと。ウいては、次のとおりたとすること。ひいては、次のとおりひたで、要な設備を設定か上で必要な設備を設定び要な消火設備その他かービスの提供を指																		サービスの開始 別表第6サービスの開始の項に掲げる基準	を満たずいと。	
	(6) その他日常生活を営む上で必要な設備	居室は、次のとおりとするこ	(I) 一の居室の定員は、I人とすること。 ただし、利用者へのサービスの提供	上必要と認められる場合は、2人とする	ことができる。	除き、	メートル以上とすること。	4 共同生活住居とは別の場所に設置され、	当該共同生活住居と密接な連携を確保しつ	つ運営される住居については、次のとおり	とすること。	(1) <u>入居定員は、1人とすること。</u>	(2) 日常生活を営む上で必要な設備を設	けること。	メートル以上とすること。	5 非常災害に際して必要な消火設備その他	の設備を設けること。	サード	; ;	止当な埋田がなく、

_																						
	が な な ご が ご が こ に の こ に の こ の に の に の に の に の に の に の	、次に掲げ	月を行い、			務の内容		者から受		にあって	-ビス事業	行在地並び					質がいの種	<u>の種類</u>	ける事項		すると認	
	717	2 プーニへどがに戻る時期が多ることは、めらがつめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げ	る事項を記載した書面を交付して説明を行い、	利用申込者の同意を得ること。	(1) 事業の目的及び運営の方針	(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容	(3) 入居定員	(4) サービスの内容並びに利用者から受	領する費用の種類及びその額	(5) 外部サービス利用型事業所にあっ	は、委託する指定障害福祉サービス事業	者及びその事業所の名称及び所在地並び	に委託するサービスの内容	(6) 入居に当たっての留意事項	(7) 緊急時等における対応方法	(8) 非常災害対策	(9) 事業の主たる対象とする障がいの種	類を定めた場合は、当該障がいの種類	(10) 虐待の防止のための措置に関する事項	(11) 従業者の勤務体制	(12) その他サービスの選択に資すると認	められる重要事項

器		盤	
サービスの提供		サービスの提供	別表第6サービスの提供の項に掲げる基準
			を満たすこと。
	1 サービスを提供したときは、サービスの		
	提供の都度、提供日、内容その他必要な事		
	項を記録し、利用者の確認を受けること。		
	2 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止		
	するため、障害者虐待の防止、障害者の養		
	護者に対する支援等に関する法律第15条の		
	規定に従い、従業者に対する研修の実施、		
	責任者の設置その他の措置を講ずること。		
	3 利用者又は他の利用者の生命又は身体		
	を保護するため緊急やむを得ない場合を除		
	き、身体的拘束等を行わないこと。また、		
	やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、		
	その態様及び時間、利用者の心身の状況並		
	びに身体的拘束等が必要な理由その他必要		
	な事項を記録すること。		
	4 感染症その他の規則で定める健康被害が		
	発生し、又はまん延しないように衛生上及		
	び健康管理上必要な措置を講ずること。		
	5 サービスの開始の項第2号(1)から(10)ま		
	でに掲げる事項その他運営に関する重要事		

	別表第6記録の作成及び保存の頃に掲げる基準を満たすこと。	
	記録の作成及び保存	盤
項についての規程を事業所ごとに定めること。 と。 る費用以外の費用を徴収しないこと。 7 非常災害対策は、非常災害時の情報の収置を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。 8 利用者の支援について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者及びその家族立びに必要がである。 群価を行い、その結果を利用者及びその家族に同知すること。また、外部の者による証明を行い、その結果を利用者及びその家庭にある。 財価を行い、その結果を利用者及びその家庭に関すること。 本に周知すること。また、外部の者による意見をに関すること。 本に関知すること。また、外部の者による意見をに対し、これ、これ、 本に関知すること。また、外部の者による意見をに対して、 本に関知すること。また、外部の者による意見をに対して、 本に関知すること。また、外部の者による意見をに対して、	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの個別支援計画、サービスの提供の項第1号及び第3号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。	
	記録の作成及び 保存	器

	0			
	N			
	to			
	行			
	摇			
	70			
	Ŝ			
	™			
	——————————————————————————————————————			
	F			
	7.			
	英			
	26			
	松			
	13			
=	7.6			
附則	到(
1 1	NY X			
≥	<u> </u>			
	この条例は、平成26年4月1日から施行する。			
	Ŋ			
LL				